三重県知事選挙のお知らせ

投票日　9月7日（日）

●投票時間　午前７時から午後８時まで

●投票場所

投票所は、幼稚園等施設であり、園児の安心・安全のため、土足禁止としておりますので、備え付けのスリッパに履き替えてのご入場をお願いいたします。

投票区	投票所	お住まいの地区
第１投票区	神田幼稚園・東員保育園	筑紫、穴太、瀬古泉、山田、六把野新田、鳥取
第２投票区	稲部幼稚園・いなべ保育園	八幡新田、大木、北大社
第３投票区	三和幼稚園・みなみ保育園	南大社、長深、中上
第４投票区	笹尾西幼稚園・笹尾第一保育園	笹尾西１～４丁目
第５投票区	笹尾東幼稚園・笹尾第二保育園	笹尾東１～４丁目
第６投票区	城山幼稚園・しろやま保育園	城山１～３丁目

※各投票所は、施設の立地条件から駐車場が十分でないところがあります。お車でお越しの方はマナーを守って、路上駐車などは控えましょう。

投票できる人

対象者は投票日現在18歳に達している人、すなわち平成19年9月8日以前に生まれた人で選挙人名簿に登録されている人です。

なお、県内の他市町に転出された人は、「引き続き三重県内の区域内に住所を有する旨の証明書」（全国いずれの市町村長に対しても交付申請ができます。）をご提示いただくか、投票所で「引き続き県内に住所を有することの確認」を申請する必要があります。後者の場合、確認に時間を要する場合がありますのでご了承ください。選挙人名簿に登録されている人でも、投票当日に選挙権がない人（県外に転出された人など）は投票できません。

投票所へ行く前に入場券の確認をしましょう！

投票所に行く前に入場券に記載してある投票場所を確認の上、投票日にはご自分の入場券を持って所定の投票所へお出かけください。入場券に記載されている投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

間違った入場券が届いたとき、または9月1日ごろになっても入場券が届かないときは、東員町選挙管理委員会へお尋ねください。

投票の際はオレンジバスが無料になります

東員町では、選挙における投票率の向上の取組の一つとして、投票するためにオレンジバスを利用していただいた場合に運賃が無料となります。期日前投票の際も無料でご利用いただけます。

【利用方法】

行きは、投票所入場券ハガキを乗車時に運転手に提示してください。

帰りは、投票所で投票済証を受け取り、乗車時に運転手に提示してください。

選挙公報について

選挙管理委員会が発行する候補者の氏名、経歴、政見などが記載された選挙公報をポスティングにより各戸配布します。有権者の方でない世帯にも配布されますが、ご理解いただきますようお願いします。選挙公報は役場総務課・笹尾連絡所・総合文化センターにも備え置いております。

期日前投票について

投票日当日に、職務・業務等の理由（詳細は入場券裏面をご覧ください。）で投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

あらかじめ入場券裏面の宣誓書を記入し、期日前投票所へお越しください。

期日前投票所	投票できる期間	投票時間
東員町総合体育館　第1会議室	8月22日（金）から9月6日（土）まで	午前8時30分から午後8時まで
笹尾コミュニティーセンター	9月6日（土）のみ	午前8時30分から午後5時まで

〈入場券 裏面 下部〉

期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）

私は、○○○○選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

- ○ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ○ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ○ 歩行困難（疾病、負傷、出産、老衰、身体障がい等）、刑事施設等に収容
- ○ 交通至難の島等に居住・滞在
- ○ 住所移転のため、本町以外に居住
- ○ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

ここに真実に相違ないことを誓い、投票用紙等を請求します。

東員町選挙管理委員会委員長　様　　令和 7 年 9 月 6 日

氏　名	東員 太郎
生年月日	明・大・昭・平 40 年 5 月 15 日生
現住所	

※現住所は表面と異なる場合のみ記載してください。

期日前投票に来られる日付を記入してください。

氏名・生年月日を記入してください。
※名字等に変更があったときは旧姓も記入してください。

表面の宛名の住所以外に居住している方のみ記入してください。

期日前投票所では宣誓書に氏名や生年月日などを記入していただく必要があります。

宣誓書は投票所入場券裏面にも印刷されていますので、あらかじめご自宅等で氏名等をご記入いただくと、手続きが早く済みます。

なお、投票日当日、投票に行く場合は記入の必要はありません。

不在者投票制度

選挙の期間中、東員町以外の市区町村に長期滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。東員町選挙管理委員会へ投票用紙などの必要な書類を請求してください。なお、手続きなどを郵送で行うため、一定の日数を要しますので余裕をもって請求してください。

また、都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院している人は、その施設内で投票ができますので、病院長などにお申し出ください。

郵便による不在者投票制度

郵便による不在者投票をすることができる人は、次の条件に該当する人です。郵便による不在者投票をするためには、あらかじめ東員町選挙管理委員会へ郵便等投票証明書の交付を申請していただく必要がありますので、お早めに手続きをお願いします。

	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

	要介護状態区分
介護保険の被保険者証	要介護5

郵便投票における代理記載制度

郵便投票をすることができる人のうち、下記に該当する場合は、あらかじめ東員町選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人に限る）に投票に関する記載をしてもらうことができます。

障害の種類＼手帳	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
上肢・視覚	1級	特別項症～第2項症

選挙の代理投票について

けがや病気などにより、ご自身で投票用紙の記入が困難な場合は、補助者に記入を依頼する「代理投票」という方法があります。希望される場合は受付にお伝えください。

問い合わせ先　東員町選挙管理委員会　TEL 0594-86-2800 ※執務時間外（宿日直専用）0594-76-6045
FAX 0594-86-2850